

改 正 案	現 行
<p>(権限の委任)</p> <p>第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長(沖繩総合通信事務所長を含む。以下同じ。)<u>に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。</u></p> <p>一〇五 (略)</p> <p>五の二 <u>法第百三条第二項の規定に基づく総務大臣の権限</u></p> <p>六〇八 (略)</p> <p>二〇五 (略)</p>	<p>(権限の委任)</p> <p>第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長(沖繩総合通信事務所長を含む。以下同じ。)<u>に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。</u></p> <p>一〇五 (同上)</p> <p>六〇八 (同上)</p> <p>二〇五 (同上)</p>